

福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募要領

平成23年4月11日

1. 目的

応急仮設住宅の早期の供給促進と県産材、県内企業の活用を図るため、県内に本店を置く建設事業者等を対象に公募し、建設事業を進めることにより一日も早く被災者の居住環境を改善することに寄与する。

2. 公募及び発表

(1) 公募期間

平成23年4月11日（月）から4月18日（月）までとする。

(2) 選定及び発表

応募者の中から別に定める福島県応急仮設住宅建設事業候補者選考委員会（有識者3名、行政2名、合計5名）において建設事業候補者を選考する。

その後、県は供給依頼予定戸数を含め建設事業候補者を決定し4月22日（金）午後4時まで公表する。

(3) 発注及び引渡

発注は4月下旬以降順次とし、建物の引渡は発注後概ね1月以内とする。

建物の最終引渡は7月末とし、支払いは請求があった日から30日以内とする。

(4) その他

応募された内容と実際の内容が異なる場合は、交渉を打ち切ることがある。

供給実績などの応募内容確認のため、後日、資料の提出を求めることがある。

3. 対象地及び募集戸数等

対象地：県内各地の建設予定地

募集戸数総数（見込み）：4千戸以内

供給タイプ：20㎡タイプ（1DK）

30㎡タイプ（2DK）

40㎡タイプ（2LDK、3K）

住宅の仕様：県の定める標準仕様（参考資料）に合致すること

4. 応募者の要件

(1) 応急仮設住宅の供給能力（100戸以上）があること。

(2) 7月末までに県が指定する土地で住宅、電気、ガス、上下水道、合併浄化槽等の工事を行い、入居者に供給できること。

(3) 県内に本店のある建設事業者であること（団体・共同企業体（以下「団体等」という。）の場合は、代表者及び構成員が県内に本店のある建設事業者であること。以下（5）～（8）も同じ。）。

- また、団体等の場合は運営に関する定款を定め又は協定を締結していること。
- (4) 過去3年の間に、年20戸以上の戸建住宅又は共同住宅の供給実績があること。
団体等の場合は、構成員の実績合計が年30戸以上の年があること。
 - (5) 建設業法に基づく建築工事業にかかる建設業の許可を有していること。
 - (6) 建設業法に基づき国土交通大臣が定める経営事項審査を受けていること。
 - (7) 建設業法に基づく営業停止処分を受けていないこと。
 - (8) 工事にあたり関係法令を遵守し、かつ、暴力団その他の反社会的勢力の排除を徹底できるものであること。

5. 選定の条件

- (1) 供給住宅について、県の定める標準仕様（参考資料）に合致すること。
- (2) 供給タイプは3タイプを想定しているが、主たる供給タイプとなる30㎡タイプ1戸当たりの販売契約価格、リース契約価格（2年間）は以下であること。
 - 販売契約価格 : 上限は600万円程度
 - リース契約価格（2年間）：上限は520万円程度

[価格に含まれる事項]

 - ①リースの場合にはリース料（2年間）
 - ②販売の場合は材料費
 - ③標準工事費（施工費）
 - ④標準工事解体費（販売の場合には処分費を含む）
 - ⑤床フィルム、玄関手摺、給水凍結防止、床・外壁・天井断熱材、エアコン、積雪補強、天井結露対策、玄関袖壁
 - ⑥外部設備、浄化槽、受水槽、造成、砕石、アスファルト、スロープ
 - ⑦外構等の解体・処分・復旧費
 - ⑧消費税等一切の税を含む
- (3) 下請工事については、県内企業の活用に十分配慮すること（二次以下の下請も含む）。
- (4) 工事の作業員等については、震災被災者の雇用に十分配慮すること。
- (5) 供給住宅の建設にあたり県産材の活用について十分配慮すること。
- (6) 入居後の維持管理体制を整備すること。

6. 選定の方法

応募内容について、以下の視点により総合的に審査し、優れた提案を行った者を建設事業候補者として選定する。

- (1) 確実な供給能力と体制
- (2) 適正な販売契約価格又はリース契約価格
- (3) 供給住宅の性能及び品質
- (4) 県内企業の活用状況
- (5) 震災被災者の雇用状況
- (6) 県産材の活用状況

(7) その他の配慮した事項 等

7. 応募用紙

応募申請書（別紙1）により応募すること（提出部数7部）。

8. 公募方法等

(1) 受付期間：4月11日（月）～18日（月）午前9時～午後5時まで

(2) 追加説明等：当該応募に関する質問等は4月12日（火）午後5時までに、電子メール、FAX、郵送で質問書（別紙3）により下記（4）の事務局まで提出して下さい。

（メール、FAXの場合は必ず着信を確認して下さい。）

回答は4月14日（木）午後4時までに県ホームページに掲載します。

電話又は面接での質問や相談、又は審査内容についての質問は受付しません。

(3) 応募方法：郵送又は持参による。

（期限内に事務局必着としますので、確実に到着する手段として下さい。）

(4) 受付場所：福島県仮設住宅公募事務局（福島県土木部営繕課内）

住 所 福島県杉妻町2-16

電話番号 直通 024-521-7525

024-521-7527

メールアドレス eizen@pref.fukushima.jp

FAX番号 024-521-7717

福島県応急仮設住宅標準仕様書

設 計 概 要		室 内 仕 様 書					
基本事項	供給タイプ : ・ 20㎡タイプ(1DK) ・ 30㎡タイプ(2DK) ・ 40㎡タイプ(2LDK) ・ 40㎡タイプ(3K) 附帯室 : キッチン、浴室、トイレ、洗面スペースを設ける 天井高さ : 2.1m以上 モジュール : 各社モジュールによる 単位:mmとする	床	巾 木	間仕切壁	天 井	備 考	
構 造	・ 木造 ・ 鉄骨造 ・ 軽量型鋼骨プレース構造 ・ コンクリート造 ・ その他()	居室(居間) 居室(寝室) 居室(洋室)	木製 又は 塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	カラー合板 t=2.5	カーテンレール(ダブル) レースカーテン 遮光カーテン	
基 礎	・ 木杭 ・ ブロック ・ 鉄筋コンクリート ・ その他() ※上部構造を支持できる構造	押 入	同上	合板 t=2.5	カラー合板 t=2.5	中段付(天袋無し)H=800	
床 組	・ 木杭 ・ ブロック ・ 鉄筋コンクリート ・ その他() ※上部構造を支持できる構造	台 所	塩ビシート 又は CFシート 合板 t=4 下地 吊戸棚下地H=1450に設置	木製 又は 塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	カラー合板 t=2.5	流し台 750(6型タイプ) 流し台 1050(9,12型タイプ) 吊戸棚 600 コンロ台 600 バックガード付2口コンロ(グリル付) ガス栓は1口 洗濯パンを含む
床	下地 : パネル敷き 又は 合板(t=12)敷き ※床下からの通気止め共	浴 室	1014 又は ユニットバス 1116 又は 1216	入り口 踏み高さは180未満とする 但し、180以上の場合は、踏み台を設置する	入口 踏み高さ 浴室FL ▽ 脱衣場床FL	2点セットタイプ 手摺:内部に1ヶ所設置 手摺:外部に1ヶ所設置 手摺:(取付位置P9-34) 風呂のフタは含む	
屋 根	仕上げ : 不燃材とする	ト イ レ	塩ビシート 又は CFシート 合板 t=4 下地	木製 又は 塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	カラー合板 t=2.5	水洗式 手摺付き(横棒タイプH=700) 手摺を内部1ヶ所設置 便器は洋式 ロータンクは防露タイプ ペーパーホルダー(H=600) タオル掛け
壁	外 壁 : 不燃材(木造は除く)とし、仮設住宅設置期間の耐候性を有する 内 壁 : 化粧石膏ボード t=9.5 間仕切下 : 木製下地(30×40 縦@450 横@900)、又は鋼製下地(W45@450程度) 準耐火界 : 木製下地石膏ボード t=12.5 + 化粧石膏ボード t=9.5(小屋裏まで 3世帯毎) グラスウール入り t=50 10kg) 世帯間仕切 : 化粧石膏ボード t=9.5 グラスウール入り(t=50相当 10kg同等品) 間仕切り : 木製下地(30×40 縦@450 横@900)、又は鋼製下地(W45@450程度) コンロ前 : けい酸カルシューム板 t=4	女 関	塩ビシート 又は CFシート 合板 t=4 下地	木製 又は 塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	カラー合板 t=2.5	床見切り(への字)
天 井	カラー合板	備 品	郵便受 各住戸 1ヶ所設置 物干し(柱取付タイプ 折りたたみ式 居間FLより1600金物芯取付) 棟番号 各棟1ヶ所設置(300×300) 室名札 各住戸1ヶ所設置 団地案内板(団地内数カ所設置) 耐風養生(鋼製ワイヤー・カバー付/4時間を標準とす)消火器 付ケル L=2400 各戸に1ヶ所設置(塩ビ化粧材 H=1800 幅60~90程度)				
建 具	引き違い又は片引きアルミサッシ戸 上段: 型板ガラスt=4 下段: 腰パネル(出入口) 引き違いアルミサッシ窓 透明ガラスt=3 (窓)アミ戸付 外部建具は施錠可能とする ・ 居室1室以上の窓1箇所を掃き出し窓とする事も可 内部建具 : 原則としてアコーディオンカーテン(単板式)H=1,740、W=800以上とする	特 記 事 項	出入口 : 塩ビ製手摺設置(別途/外部:縦1ヶ所、内部:横1ヶ所 L=450程度 H=700取付芯)(高齢者対策はオプション) 合板類 : 居室に現しの合板類は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料 (F☆☆☆☆以上)を使用する(建具及び取付家具を含む) 断熱材 : 天井(グラスウール 100mm相当 10kg同等品)、床・壁(グラスウール 50mm相当 10kg同等品) 耐風性能 : 30m/sの風力に耐える構造 積雪性能 : 積雪深1mに耐える構造 玄 関 : 風除室(900×1800程度)を設ける 整 地 : 砕石敷き t=100 以下の仕様は必要な場合、別途対応する ・ 高齢者対策仕様 : 別途仕様による				
板 金 工 事	軒樋・壁樋は別途とする。	電 気 設 備	共通事項 : 「電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年三月二十七日通商産業省令第五十二号)」及び「内線規程(JEAC8001-2005)」に適合している。 電気方式 : 単相3線式100/200V 30A とする。 照明器具 : 各居室、台所、便所、浴室、玄関に照明器具を設置する。 防犯灯 : 各棟に防犯灯2台を設置する。 コンセント : コンセントの形状は日本の形状である。 コンセントは、居室、台所に設置し、各室とも2ヶ所(2連)ある。 エアコン用、冷蔵庫用、洗濯機用、電子レンジ用コンセントについては、接地端子付である。 その他のコンセントとして、ガス漏れ警報器用、換気扇用、屋外給湯器用(防水2連接地端子付)がある。 エアコン : エアコンを標準仕様として設置し、居室にエアコン用コンセント、エアコン用スリーブを設けている。あいうえお TEL : 通線用(TEL用)スリーブを設置する。 TV : TVアンテナを棟毎に設置し、電源を共用回路とするとともに、各住戸に1ヶ所TV端子を設置する。あいうえお 火災警報器 : 台所、居室に火災警報器を設置する。(台所は熱式、居室は煙式)⇒電気設備に移行 工事範囲 : 屋内工事のみ				
給・排水衛生設備	給水 : 給水装置は水道法の性能基準適合品とする。※工事に当たっては各地方公共団体の指示に従うこと。 ガス : プロパン又は都市ガス供給による住戸毎の集中配管とし、ガス漏れ警報機及びマイコンメーターを設置する。 給湯設備 : 台所にガスコンロ(2口、グリル付き)を設置する。 給湯器 : 給湯器は発注者の指示により、LPG仕様又は都市ガス仕様若しくは電気仕様とし、給湯能力はガス仕様では16号程度、電気仕様では370L程度とする。※機器、ポンプ等の仕様、設置方法についてはガス事業者・電気事業者の指示に従うこと。 風呂、洗面、台所に給湯する。 浴室 : 浴槽を設置する。(シャワーのみの場合はその旨、記載) 洗濯機 : 洗濯機用の給水、排水設備、洗濯パンを設置する。 換気 : 便所、浴室、台所に換気扇を設置する。 ※台所換気扇は羽根サイズ200mm程度とする。 結露対策として小屋裏に換気扇を設置する。 工事範囲 : 屋外1mまで(プロパンは集合装置を含む)	設 備	※特殊工法等による場合の仕上げについては、同等品以上とする。				

別紙 1

平成 23 年 4 月 日

福島県知事

応募者住所 _____
(団体等名)
会社名 _____

担当者名 _____
(担当者)
電話番号 _____

建設業許可 (登録) 大臣・知事 般・特
番号 第 号
平成 年 月 日

福島県応急仮設住宅建設事業候補者応募申請書

平成 23 年 4 月 11 日に公募のあったこのことについて下記書類を添付の上、応募します。

なお、応募にあたっては、「福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募要領」の条件を満足しています。

【添付書類】

- 1 応募シート一式 (A4版で所定の枚数以内)
- 2 供給住宅の平面、立面、仕様等がわかるもの (A4又はA3版で3枚以内)
- 3 団体等として応募する場合には定款又は協定書の写し (A4版)
- 4 応募者 (団体等の場合は代表者又は構成員) の建設業許可通知書の写し又は建設業の許可を証明できるもの
- 5 経営事項審査の結果通知書の写し (平成22年度)
- 6 モデル団地における配置計画案 (A3版それぞれ1枚以内)

※ 留意点

- ・ 添付書類を含めた申請書は左上片綴じとして7部提出すること。
- ・ 工法構造が異なる複数の供給タイプを応募する場合には、応募シートを工法構造毎に作成し添付すること。
- ・ 団体等で申請する場合には会社名欄に団体等名と代表会社名を記載し、代表会社の住所、担当者名、電話番号を記載して下さい。

応募シート（工法構造別シート）

（工法構造別にそれぞれ作成）

工法構造名： _____

<供給体制、供給戸数について>

事 項		確認 (供給体制等が対応できる場合はチェックする。 補足があれば右覧に記入。)	
資材の 確保・ 搬送	資材の確保状況	必要な資材は確保できる。 ※必要な資材については住戸仕様を参照	<input type="checkbox"/>
	県産材の活用状況	県産材の活用について十分に配慮する	<input type="checkbox"/>
	建設地までの資材搬送手段の確保状況	建設地までの搬送は自社で行うか又は搬送事業者を自社で確保する。	<input type="checkbox"/>
	搬送方法	資材はトラックに積載して搬送できる。	<input type="checkbox"/>
施工 体制	建築工事業者の確保状況	建築工事は自社で行うか又は建設事業者を自社で確保する。	<input type="checkbox"/>
	設備工事業者（給排水・電気工事等）の確保状況	設備工事は自社で行うか又は設備工事業者を自社で確保する。	<input type="checkbox"/>
	工事の作業員等について、震災被災者の雇用配慮状況	震災被災者の雇用を十分に配慮する。	<input type="checkbox"/>
	下請企業の状況	県内企業を積極的に活用する。	<input type="checkbox"/>
入居後の管理体制の確保状況		入居後の施設管理（修繕対応等）は自社対応か、管理事業者を自社で確保する。	<input type="checkbox"/>
解体時の処理方法		解体時に再利用しやすい仕様となっている。	<input type="checkbox"/>
供給開始可能時期見込み		供給開始可能となる時期	月 日ごろ
供給可能戸数見込み。 ※入居可能な状態となる戸数	受注後30日間での 建設可能戸数	20㎡タイプ	戸
		30㎡タイプ	戸
		40㎡タイプ	戸
		小 計	戸
	受注後60日間での 建設可能戸数	20㎡タイプ	戸
		30㎡タイプ	戸
		40㎡タイプ	戸
		小 計	戸
	受注後90日間での 建設可能戸数	20㎡タイプ	戸
		30㎡タイプ	戸
		40㎡タイプ	戸
		小 計	戸
	合 計	20㎡タイプ	戸
		30㎡タイプ	戸
		40㎡タイプ	戸
		総 計	戸

<供給可能区域>

供給可能区域（可能区域に○をつけてください） （方部別供給の場合は各建設事務所管内）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内全域 ・ 喜多方管内 ・ 相双管内 ・ 県北管内 ・ 会津若松管内 ・ いわき管内 ・ 県中管内 ・ 南会津管内 ・ 県南管内
---	---

<概算金額について>

モデル団地1提案書から算出した一戸当たりの概算金額(税込) (算出内容は下記の①~⑦の費用とする) (リースのみ、販売のみの場合は該当する部分のみ記入)	20㎡タイプ	概算金額(2年間リース)	円
		概算金額(販売)	円
	30㎡タイプ	概算金額(2年間リース)	下記個別表に記入
		概算金額(販売)	
	40㎡タイプ	概算金額(2年間リース)	円
		概算金額(販売)	円

<個別金額について>

上記で算出した概算金額の個別内容 [30㎡タイプ(2DK)1戸当たりの概算金額で記入]		リース契約 (円)	販売契約(円)	
			売買契約時(円)	解体契約時(円)
①リース料(2年間)	総額		/	/
	うち 国外材利用額			
	国産材利用額			
	県産材利用額			
②材料費(販売)	総額		/	/
	うち 国外材利用額			
	国産材利用額			
	県産材利用額			
③標準工事費(施工費)			/	/
④標準工事解体費(販売の場合は処分費を含む)			/	/
⑤床フィルム、玄関手すり、給水凍結防止、床・外壁・天井断熱材、エアコン、積雪補強、天井結露対策、玄関(風除室を含む)			/	/
⑥外部設備、浄化槽、受水槽、造成、碎石、アスファルト、スロープ			/	/
⑦外構等の解体・処分・復旧費			/	/
小計(税別)			/	/
⑧消費税額				
合計				

<延床面積、基礎工法>

1戸あたりの延床面積 (タイプ別で複数ある場合はそれぞれ記入)	20㎡タイプ		㎡
	30㎡タイプ		㎡
	40㎡タイプ		㎡
基礎工法(○をつけてください)	木杭	ブロック	鉄筋コンクリート
	その他	()

事項		確認 (供給する住宅が対応している場合はチェックする。補足があればその概要を記載。)																																		
プラン	1 キッチン、浴室、トイレ、洗面スペースを設ける。	<input type="checkbox"/>																																		
	2 居室の数 (上記スペースを除き1室以上)	<input type="checkbox"/>	20㎡タイプ 室																																	
			30㎡タイプ 室																																	
40㎡タイプ 室																																				
3 居室の天井高さは2.1m以上確保できる。	<input type="checkbox"/>		m																																	
屋根・外壁・界壁等	4 屋根、外壁材は、不燃材で仕上げられている。 ※木造で建築する場合は、屋根仕上げのみ可。	<input type="checkbox"/>																																		
	屋根、天井、壁、床等の仕様について、標準仕様に適合している。 (材料名、厚さ及びホルムアルデヒド対策 (建材の発散等級が認証されている場合はその等級、不明・未試験の場合はその旨、記載。) を下記に記入してください)		<input type="checkbox"/>																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">下地材 (断熱材含む。) ※断熱材は天井：グラスウール10K相当100mm以上、床・壁：グラスウール10K相当50mm以上</th> <th colspan="2">仕上材</th> </tr> <tr> <th>材料名・厚さ</th> <th>ホルムアルデヒド対策</th> <th>材料名・厚さ</th> <th>ホルムアルデヒド対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 天井</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外壁～内壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>戸境壁 (界壁)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>間仕切り</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		下地材 (断熱材含む。) ※断熱材は天井：グラスウール10K相当100mm以上、床・壁：グラスウール10K相当50mm以上		仕上材		材料名・厚さ	ホルムアルデヒド対策	材料名・厚さ	ホルムアルデヒド対策	屋根				5 天井				外壁～内壁				戸境壁 (界壁)				間仕切り				床					
	下地材 (断熱材含む。) ※断熱材は天井：グラスウール10K相当100mm以上、床・壁：グラスウール10K相当50mm以上		仕上材																																	
	材料名・厚さ	ホルムアルデヒド対策	材料名・厚さ	ホルムアルデヒド対策																																
	屋根																																			
	5 天井																																			
	外壁～内壁																																			
	戸境壁 (界壁)																																			
	間仕切り																																			
床																																				
6 玄関に風除室を設置する。	<input type="checkbox"/>																																			
7 30m/sの台風性能がある。	<input type="checkbox"/>																																			
8 積雪1mの荷重を考慮している。	<input type="checkbox"/>																																			
電気設備	9 「電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成九年三月二十七日通商産業省令第五十二号)」及び「内線規程 (JEAC8001-2005)」に適合している。	<input type="checkbox"/>																																		
	10 単相3線式 100V/200V 30A とする。	<input type="checkbox"/>																																		
	11 コンセントの形状は日本の形状である。	<input type="checkbox"/>																																		
	12 コンセントは、居室、台所に設置し、各室とも2ヶ所 (2連) ある。	<input type="checkbox"/>																																		
	13 エアコン用、冷蔵庫用、洗濯機用、電子レンジ用コンセントについては、接地端子付である。	<input type="checkbox"/>																																		
	14 その他のコンセントとして、ガス漏れ警報器用、換気扇用、屋外給湯器用 (防水2連設置端子付) がある。	<input type="checkbox"/>																																		
	15 エアコンを標準仕様として設置し、居室にエアコン用コンセント、エアコン用スリーブを設置する。	<input type="checkbox"/>																																		
16 各居室、台所、便所、浴室、玄関に照明器具を設置する。	<input type="checkbox"/>																																			
17 台所、居室に火災警報機を設置する。(台所は熱式、居室は煙式)	<input type="checkbox"/>																																			

事 項		確認 (供給する住宅が対応している場合はチェックする。補足があればその概要を記載。)	
電 気 設 備	18 TVアンテナを棟毎に設置し、電源を共用回路とするとともに、各住戸に1ヶ所TV端子を設置する。	<input type="checkbox"/>	
	19 通線用（TEL用）スリーブを設置する。	<input type="checkbox"/>	
	20 各棟に防犯灯2台を設置する。	<input type="checkbox"/>	
	21 結露対策として小屋裏に換気扇を設置する。	<input type="checkbox"/>	
設 備 機 器	22 汚水は下水道本管に接続できない場合は浄化槽を設けて処理する。	<input type="checkbox"/>	
	23 給水装置は水道法の性能基準適合品とする。 ※工事に当たっては各地方公共団体の指示に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
	24 浴槽を設置する。（シャワーのみの場合はその旨、記載）	<input type="checkbox"/>	浴槽深さ cm
	25 便所、浴室、台所に換気扇を設置する。 ※台所換気扇は羽根サイズ200mm程度とする。	<input type="checkbox"/>	
	26 給湯器は発注者の指示により、LPG仕様又は都市ガス仕様若しくは電気仕様とし、給湯能力はガス仕様では16号程度、電気仕様では370L程度とする。※機器、ポンペ等の仕様、設置方法についてはガス事業者・電気事業者の指示に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
	27 風呂、洗面、台所に給湯する。	<input type="checkbox"/>	
	28 台所にガスコンロ（2口、グリル付き）を設置する。	<input type="checkbox"/>	
	29 洗濯機用の給水、排水設備、洗濯パンを設置する。	<input type="checkbox"/>	
附 帯 設 備	30 浴室、トイレに手すりを設置する。	<input type="checkbox"/>	
	31 鍵をかけることのできる窓とする。	<input type="checkbox"/>	
	32 カーテンレール及びカーテンを取り付ける。	<input type="checkbox"/>	
	33 窓に網戸を設置する。	<input type="checkbox"/>	
	34 物干し金物を設置する。	<input type="checkbox"/>	
	35 その他、通常、住宅において必要と認められる次の設備等を設置する。 ・団地案内版、棟番号、室名札 ・トイレのペーパーホルダー・タオル掛け ・消火器 等	<input type="checkbox"/>	
その他	配慮事項について記入		

【注意事項】

- ※ 正式の契約時に仕様の追加、変更等がなされる場合があります。
- ※ 記入はこの様式内のみとし、指定された部分以外での別紙（別記）等での加筆は認めません。
- ※ 記入する際の文字はモノクロとし、読める大きさとしてください。（極端に小さくしない）
- ※ シートに図面、画像等は貼り付けしないでください。
- ※ シートの行列幅を変更しないでください。
- ※ 内容確認のため、後日追加資料の提出を求めることがあります。
- ※ 注意事項について遵守されていない場合は審査の対象とならない場合があります。

別紙 3

福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募に関する質問書

平成 23 年 4 月 日

福島県仮設住宅公募事務局
(福島県土木部営繕課内)

住 所 _____

(団 体 名)

会 社 名 _____

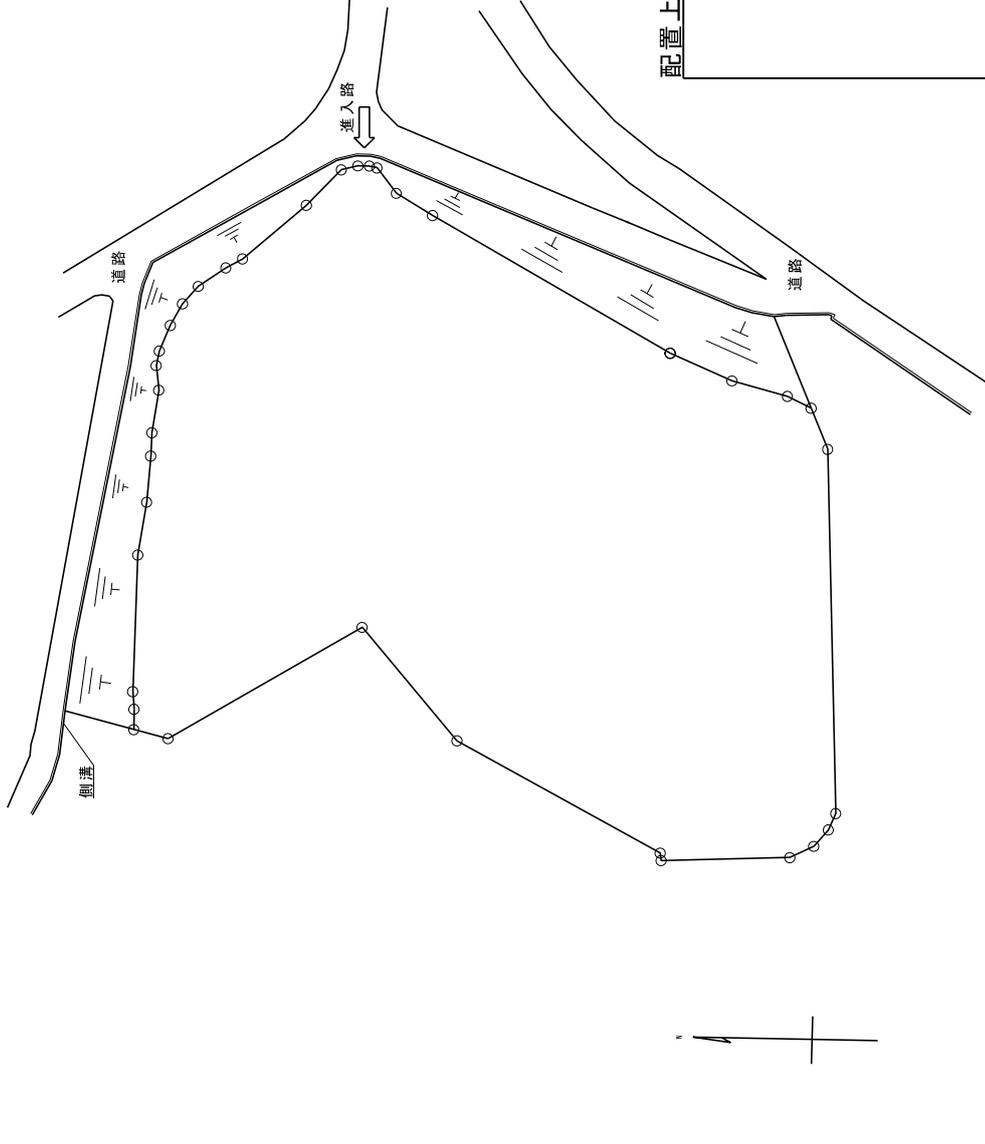
担当者名 _____

電話番号 _____

質 問 事 項

質 問 事 項

[モデル団地1 提案書] 配置図



条件等

【敷地】

- ・敷地面積 12,000㎡程度
- ・敷地は平坦
- ・公共下水道区域外
- ・排水放流先は道路側溝とする
- ・給水方式は受水槽式とする

【提案内容】

- ・応募する供給タイプの戸数、配置及び附属施設等について提案願います。

【記載条件】

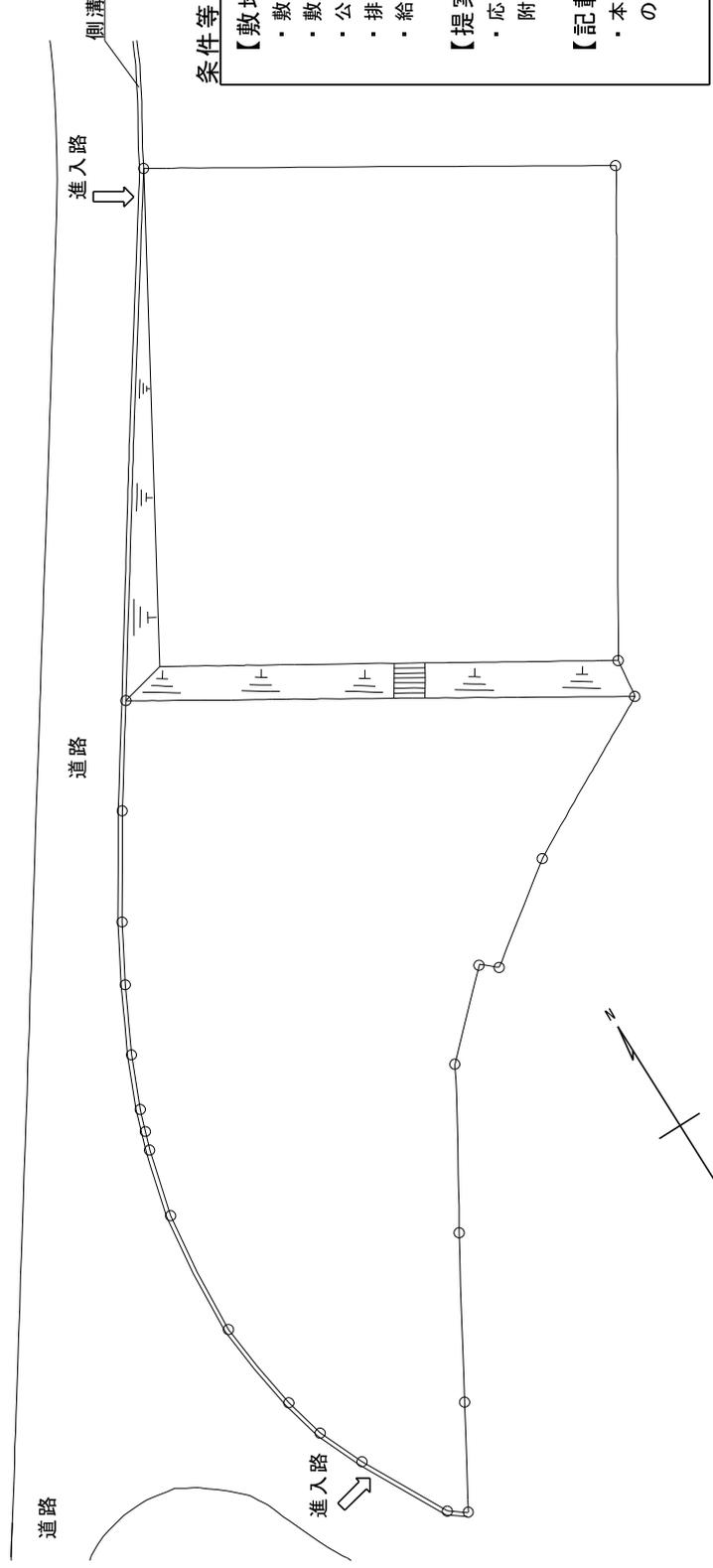
- ・本図の大きさはA3版とし、縮尺や図面の大きさの変更は認められません。

配置上の留意点：配置にあたり、考慮・工夫した内容を、記載してください。



※文字の大きさは、本コメントと同等以上としてください。（本コメントは消去可）

[モデル団地2 提案書] 配置図



条件等

【敷地】

- ・敷地面積 5,000㎡程度（法面を含む）
- ・敷地は段状で各段は平坦
- ・公共下水道区域外
- ・排水放流先は道路側溝とする
- ・給水方式は受水槽式とする

【提案内容】

- ・応募する供給タイプの戸数、配置及び附属施設等について提案願います。

【記載条件】

- ・本図の大きさはA3版とし、縮尺や図面の大きさの変更は認められません。

配置上の留意点：配置にあたり、考慮・工夫した内容等を、記載してください。

※文字の大きさは、本コメントと同等以上としてください。（本コメントは消去可）